委託契約書（案）

排出事業者：新潟県（以下「甲」という。）と、
処理業者：　　（以下「乙」という。）は、
甲の受け渡し場所：新潟県長岡市与板町与板地内（星殿除雪車庫内）
　　新潟県長岡市与板町吉津地内（南中排水機場敷地内）
に保管されている産業廃棄物の処分業務に関して次のとおり契約を締結する。

１ 委託業務の名称　橋県補修 第0901-00-00-91 号
　　（主）長岡寺泊線他　低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
２ 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
３ 履行場所　　別紙仕様書のとおり
４ 履行期間　　契約日から令和９年３月31 日まで
５ 契約額　　金　　円
　　（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
６ 契約保証金　　金　　円
７ 前金払　　しない

上記条件のほか、新潟県財務規則（昭和57 年新潟県規則第10 号）及び委託契約条項によって契約を締結し、この契約の証として本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自１通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 ８ 年　 月　 日

甲 新潟県長岡市沖田２丁目１７３番地２
新潟県
長岡地域振興局長

乙

委託契約条項

（法令の遵守）

第１条 甲及び乙は、運搬・処分業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（乙の事業範囲及び許可証等の添付）

第２条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市		許可都道府県・政令市	
許可の有効期限		許可の有効期限	
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

〔特管〕

許可都道府県・政令市		許可都道府県・政令市	
許可の有効期限		許可の有効期限	
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

（委託する産業廃棄物の種類、数量）

第２条の2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

◎処分に関する種類、数量

種類			
数量			

（処分の場所、方法及び処理能力）

第２条の３ 乙は、甲から委託された前条の産業廃棄物を次のとおり処分する。

〔産廃〕

事業所の名称	
所在地	
処分の方法	

施設の処理能力	

〔特管〕

事業所の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

（最終処分の場所、方法及び処理能力）

第２条の４　甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の予定は次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

（搬入業者）

第２条の５　第２条の２の産業廃棄物の第２条の３に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏　　名：

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所：

〔産廃〕

許可都道府県・政令市		許可都道府県・政令市	
許可の有効期限		許可の有効期限	
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

〔特管〕

許可都道府県・政令市		許可都道府県・政令市	
許可の有効期限		許可の有効期限	
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

（適正処理に必要な情報の提供）

第３条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供するものとする。その際、下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2 版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

（1）産業廃棄物の発生工程

（2）産業廃棄物の性状及び荷姿

（3）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

（4）混合等により生ずる支障

（5）JIS C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

（6）石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項

（7）その他取扱いの注意事項

２ 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2 版）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48 年２月環境庁告示第13 号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

（甲乙の責任範囲）

第４条 乙は、甲から委託された特別管理産業廃棄物を処分の完了まで 、法令に基づき適正に処理しなければならない。

２ 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は

第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

3　乙が第１項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した特別管理産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4　第１項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した特別管理産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

5　業務の履行に関して第三者からの苦情、訴え等については全て乙の責任において解決することとする。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、甲から委託された特別管理産業廃棄物の運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

第６条　乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

第７条　乙は、処分業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第８条　甲は、業務完了報告書を受理したときは、その日から10 日以内に業務の成果について、乙の立会を求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。

2　乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3　第１項（前項後段において準用する場合を含む）の検査及び前項の補正に要する費用は全て乙の負担とする。

（業務の一時停止）

第９条　乙は、甲から委託された特別管理産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は

行わないこととする。
2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（委託料・消費税・支払い）
第10 条 乙は、第８条第１項の検査に合格したときは委託料の支払い請求書を甲に提出する。
2 委託料の額が経済情勢の変化及び第３条第２項、第９条により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3 前項の規定により委託料の改定を行う場合、甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する費用は、第２条の２で定める単価（税抜）に基づき算出する。
4 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に対する委託料についての消費税は、甲が負担する。
5 甲は、第１項の請求書を受理したときは、その日から起算して30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。
6 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24 年法律第256号）第８条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（内容の変更）
第11 条 甲又は乙は、第３条第２項、第９条に該当する場合、又は必要により委託業務の内容を変更することができる。この場合、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（機密保持）
第12 条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

（契約の解除等）
第13 条 甲は、乙の責めに帰する理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき、乙がこの契約に違反したときその他契約の目的を達することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。乙が契約の解除を申し出たときも同様とする。
2 甲は、第１項の定めにより契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、契約額

の100分の10 の額を違約金として乙から徴収することができる。

3 甲は、委託業務が完了しない間は、第１項の定めによるほか必要がある場合には契約を解除することができる。

4 前項の定めによる契約の解除により乙に損害を生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

第13 条の２ 甲は、前条第１項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17 条の２又は第20 条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６箇月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６箇月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3)乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4)乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は 使用人）が、刑法（明治40 年法律第45号）第96 条の６の規定による刑が確定したとき。

(5)乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると

認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4)その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6)下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前２項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約額の100 分の10 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

5 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた特別管理産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1)乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その特別管理産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている特別管理産業廃棄物についての運搬・処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が別の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の特別管理産業廃棄物の処理を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2)甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の特別管理産業廃棄物を、甲の費用をもって当該特別管理産業廃棄物を引き取る事を要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（損害賠償の予定）

第14 条 乙は、第13 条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約額の100 分の20 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２ 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

３ 前２項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。

（個人情報の保護）

第15 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項等）

第16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、甲と乙とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者の監督）

第９　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は

契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（実地調査）

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（指示等）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。